

札幌市立園・学校の子どもの新型コロナウイルス感染症にかかる出席停止の基準

①子ども本人に感染が確認された場合

治癒するまでの間、出席停止

②子どもと同居している者に感染が確認された場合

以下のうちいずれかの間、出席停止
・同居の患者が治癒してから14日を経過した日までの間
・同居の患者と同居しなくなった日から
14日を経過した日までの間

③子ども本人又は子どもと同居している者が、 保健所から濃厚接触者として指定された場合

~~濃厚接觸者と指定された者~~
保健所からの健康観察期間が終了するまでの間

④幼児園生徒がPCR検査を受けることになった場合 ※③に該当する場合は除く

結果（陰性）が確認されるまで

⑤子ども本人又は子どもと同居している者に、 発熱等の風邪の症状がみられる場合

症状がみられる者の症状が消失するまでの間
→医療機関で別の診断がついた場合は、その診断に従う

⑥医療的ケアが必要な場合、 基礎疾患等がある場合

主治医や学校医に相談の上、登校を判断する

⑦海外から帰国した場合

2週間の自宅等での待機を経てることを確認した上で、健康状態に問題がない場合登校させてよい

出席停止にならない例（問い合わせが多い例）

・保護者の同僚に発症者がいる場合など。

※⑤に該当する場合は除く

★子どもと同居している者が濃厚接觸者となった場合に出席停止となる取扱いは、廃止となります。